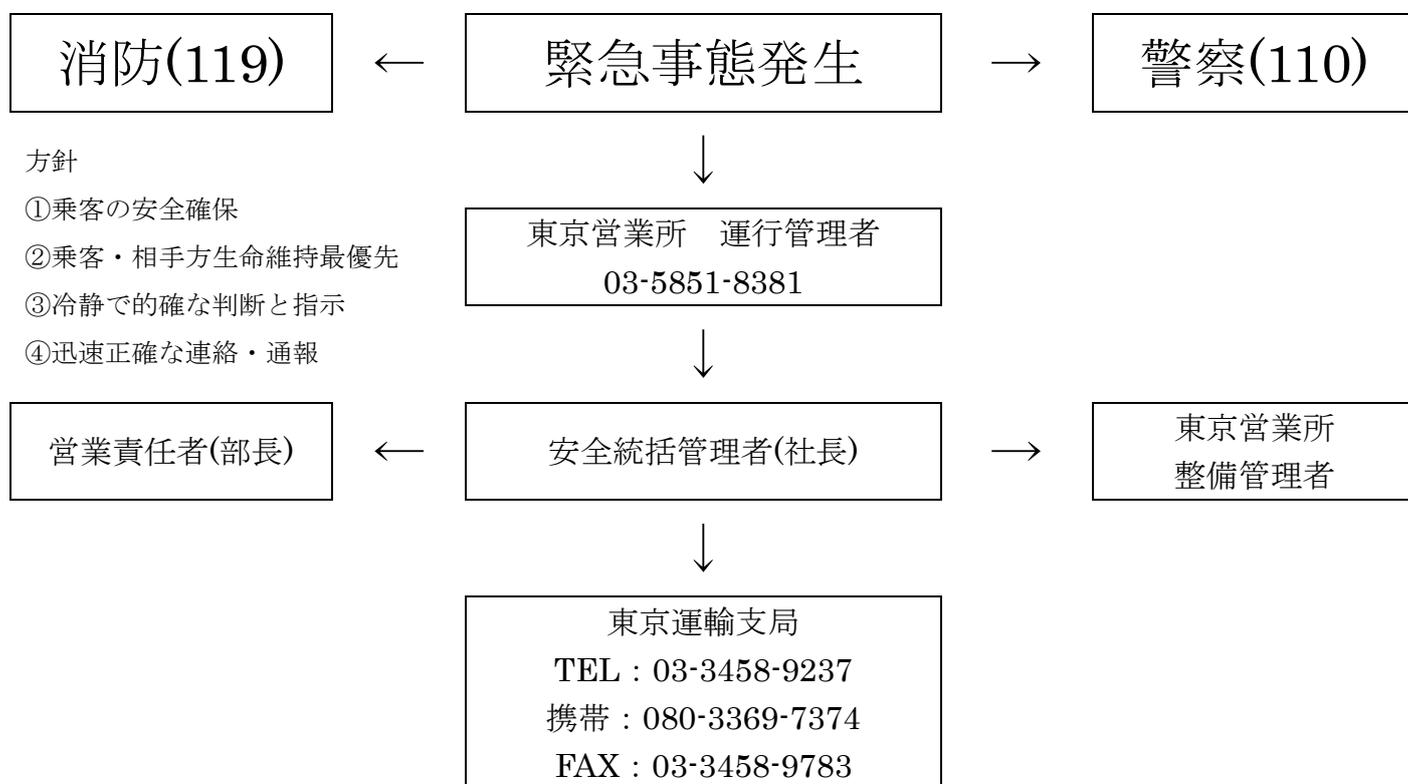


(株)和泉観光自動車 危機管理組織図



報告事項

- ①事業者名 ②事業形態 ③発生日時 ④発生場所
- ⑤事故車の登録番号 ⑥死者・重傷者・軽傷者を含めた負傷者数 ⑦事故の概要
- ⑧緊急連絡担当者及び連絡先 ⑨24時間以内に支局に報告

通報対象となる事故

- ①自動車が転覆・転落し火災を起こし又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの。
- ②10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの。
- ③死者又は重傷者を生じたもの。
- ④10人以上の負傷者を生じたもの。
- ⑤操縦装置又は乗降口を開閉する操作装置の不適切な操作により旅客に障害が生じたもの。
- ⑥酒気帯び運転・無免許運転・大型二種自動車等無資格運転又は麻薬運転を伴うもの。
- ⑦運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。
- ⑧前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。